

新篠津村立新篠津中学校の部活動に係る活動方針

- ・本校は、「北海道アクション・プラン」や教育目標等を踏まえ、「新篠津村立学校に係る部活動の方針（以下、「村の活動方針」という。）」に則り、「新篠津中学校の部活動に係る活動方針（以下、「学校の活動方針」という。）」を策定する。
- ・本校は設置する部活動について、村の活動方針に基づき、適切な運営のための体制を整備し、適切な休養日等を設定するとともに、適切な指導等を行う。
- ・本校の部活動については、村の活動方針に定めるもののほか、次のとおり実施する。
- ・本方針は、学校ホームページにおいても公表する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

野球部 バドミントン部 卓球部 音楽部 情報処理部 こうのとり部

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に、「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。
- ・部活動に係る相談や要望は、郵便、電話、ファクシミリ、持参のいずれかにより、下記の連絡先あてに提出することとする。

連絡先：〒068-1100 石狩郡新篠津村第47線北7番地

新篠津村立新篠津中学校 部活動窓口(教頭)あて

TEL 0126-57-2331 FAX 0126-57-2260

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・部活動の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画および活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて改善等を促す。
- ・校長は、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全般および大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「学校の活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう、各部活動顧問の取り組みを監督する。
- ・校長は、保護者との良好な連携を図りながら部活動を行う事や、生徒・保護者の負担が過度とならないよう活動内容に配慮することを、各部活動顧問に対し指示する。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日（年末年始を含む。）は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・テスト期間前や職員会議日は、休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土日含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合等や中体連等が主催する大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、4時間程度までの活動を行うことができるものとする。ただし、こうした取扱いをした場合にあっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減に十分留意する。